

# 農地耕作条件改善事業実施要綱

制定 平成27年4月9日付け26農振第2069号  
最終改正 令和4年4月1日付け3農振第3028号  
令和4年4月1日付け3農産第3872号

各 地 方 農 政 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

## 第1 目的及び趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病害虫対策等を推進することが重要である。

このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、高収益作物への転換、モデル的な産地形成、スマート農業の推進を図る場合には、実質化された人・農地プランも活用し、計画策定から営農定着に必要な取組をハード事業とソフト事業の両面から支援する。さらに、病害虫のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。こうした対策等によって農業競争力の強化を図ることとする。

## 第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 ハード事業 以下の内容のものをいう
  - (1) 別表の区分の欄の1の事業種類の(1)から(9)までに掲げるもの
  - (2) 別表の区分の欄の2の事業種類の(1)から(8)まで、(9)のア及び(10)から(12)までに掲げるもの
- 2 ソフト事業 以下の内容のものをいう
  - (1) 別表の区分の欄の1の事業種類の(10)から(15)までに掲げるもの
  - (2) 別表の区分の欄の2の事業種類の(9)のイ及びウ並びに(13)から(18)までに掲げるもの
- 3 定額助成 別表の区分の欄の1に掲げるものをいう。

4 定率助成 別表の区分の欄の2に掲げるものをいう。

### 第3 事業の内容

本事業による交付金及び補助金の交付対象事業は、次に掲げる型による事業とする。型の変更については、1の地域内農地集積型から2の高収益作物転換型への変更に限り認めるものとする。

#### 1 地域内農地集積型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げるものを実施するもの
- (2) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)及び(18)に掲げるものを実施するもの

#### 2 高収益作物転換型

農地中間管理機構等による地域内の担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げるものを実施するもの
- (2) 定額助成の事業種類の欄の(10)及び(11)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(13)から(15)まで及び(18)に掲げるもの

#### 3 未来型産地形成推進条件整備型

次の(1)から(3)までのいずれかを実施するものとする。

##### (1) 新産地育成型

まとまった面積で省力樹形（未収益期間の短縮が期待できるものであり、かつ、慣行栽培と比較して10アール当たり労働時間を10パーセント以上縮減できること又は10アール当たり収量を10パーセント以上増加できることが試験結果又は事例で確認できる樹形をいう。以下同じ。）又は整列樹形（果樹にあっては、園地内の作業道を確保し、慣行樹形の樹体を当該作業道に沿って整列して植栽する樹形をいう。茶にあっては、作業効率の向上を図るため、畝方向を統一して植栽する樹形をいう。以下同じ。）のいずれか及び機械作業体系を導入して水田等における果樹又は茶の新植を行い、併せて早期成園化や経営の発展等に係る取組を実施する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(12)、(13)、(14)のア及びウ並びに定率助成の事業種類の欄の(10)及び(16)に掲げるものを実施するもの

##### (2) 既存産地改良型

まとまった面積で省力樹形又は整列樹形のいずれか及び機械作業体系を導入して既存の果樹園又は茶園の改植を行い、併せて早期成園化や経営の継続等に係る取組を実施する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(12)から(14)まで及び定率助成の事業種類の欄の(10)及び(16)に掲げるものを実施するもの

### (3) 園芸作物導入型

水田地帯において米、麦、大豆、そば又はなたねから作付転換し、野菜又は花きを対象品目とした先進的な営農技術を導入する事業をいい、定額助成の事業種類の欄の(15)及び定率助成の事業種類の欄の(17)に掲げる内容のものを実施するもの

### 4 スマート農業導入推進型

国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)、(3)又は(4)の内容のものとする。ただし、(4)を実施する場合は、(3)と密接に関連して併せて実施するものとする。

(1) 定率助成の事業種類の欄の(9)のアに掲げる内容のものを実施するもの

(2) 定率助成の事業種類の欄の(9)のイ及びウ並びに(18)に掲げる内容のものを実施するもの

(3) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げるもの(定率助成の事業種類の欄の(3)にあつては、事業内容の欄の「客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良」を実施するもの。)を実施するもの

(4) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)及び(14)に掲げるものを実施するもの

### 5 病虫害対策型

地域特産物等の病虫害の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)又は(3)の内容のものとする。ただし、(3)を実施する場合は、(2)と密接に関連して併せて実施するものとする。

(1) 定額助成の事業種類の欄の(5)、(6)、(8)のアからエまで及び(9)のイ並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(3)まで及び(18)に掲げる内容のものを実施するもの

(2) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(4)まで、(7)、(8)のオ及びカ並びに(9)のア及びウからカまで並びに定率助成の事業種類の欄の(4)から(8)まで及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの

(3) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)及び(14)に掲げる内容のものを実施するもの

### 6 水田貯留機能向上型

水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

(1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの

(2) 定額助成の事業種類の欄の(10)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)及び(18)までに掲げる内容のものを実施するもの

### 7 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等を実施する事業をいい、次

の（１）の内容及び（１）と密接な関連があり一体的に実施する（２）の内容のものとする。

（１）定額助成の事業種類の欄の（１）から（７）まで、（８）のオ及びカ並びに（９）並びに定率助成の事業種類の欄の（１）から（８）まで、（１１）及び（１２）に掲げる内容のものを実施するもの

（２）定額助成の事業種類の欄の（１０）に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の（１３）、（１４）及び（１８）までに掲げる内容のものを実施するもの

#### 第４ 事業の実施区域

１ 第３の１から４までに掲げる事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域（以下「農振農用地区域」という。）のうち、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第８条第２項第１号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域又は当該区域に指定される見込みのある区域（以下「重点実施区域等」という。）であるものとする。ただし、重点実施区域等及び重点実施区域等以外の区域の一体的な整備により農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を効率的かつ効果的に進める場合等、重点実施区域等以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該重点実施区域等以外の区域を事業の実施区域とすることができる。

２ 第３の２から４までに掲げる事業については、農振農用地区域のうち実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月２６日付け元経営第４９４号農林水産省経営局長通知）の２（１）の実質化された人・農地プランをいい、同通知の３により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の４により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）が作成された地区及び人・農地プランの具体的な進め方についての５（１）に基づく工程表が公表された地区（令和３年度までの採択に限る。以下「人・農地プラン実質化区域等」という。）についても事業の実施区域とすることができる。

３ 第３の５に掲げる事業の実施区域は、植物防疫法（昭和２５年法律第１５１号）第３１条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。

４ 第３の６に掲げる事業の実施区域は、１又は２に定める区域のうち、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域であるものとする。

（１）流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和２年６月１０日付け国水河計第１６号・国水環第２６号・国水治第３０号・国水下事第１９号・国水下流第１２号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和２年１０月２７日付け国水河計第３９号・国水環第６１号・国水治第８５号・国水下事第３８号・国水下流

第 26 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・  
下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

- (2) 治水協定（既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
  - (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの
- 5 第 3 の 7 に掲げる事業の実施区域は、1 又は 2 に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。
- 6 ソフト事業については、第 3 の 3 に掲げる事業を除き、原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、国費が投じられている別の事業（以下「関連事業」という。）の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内までを事業の実施区域とすることができる。

## 第 5 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- 1 第 3 の 1、2 及び 4 から 7 までの事業にあつては次のとおりとする。
  - (1) 農地中間管理機構
  - (2) 都道府県
  - (3) 市町村
  - (4) 土地改良区、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体であつて、農村振興局長及び農産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるもの（以下「農業者団体」という。）
  - (5) 農業法人その他の団体であつて、農村振興局長等が別に定めるもの（以下「農業法人等」という。）
- 2 第 3 の 3 の事業にあつては、次に掲げる者であつて、農産局長が別に定めるところにより実施する公募に応募し、選定された者（以下「公募選定者」という。）とする。
  - (1) 新産地育成型及び既存産地改良型については、果樹を対象とする事業にあつては民間団体、茶を対象とする事業にあつては茶生産者団体であつて、農村振興局長等が別に定めるものとする。
  - (2) 園芸作物導入型については、生産者及び実需者等で構成される協議会（以下「協議会」という。）であつて、農村振興局長等が別に定めるものとする。

## 第 6 採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 地域内農地集積型
  - (1) 第 7 の農地中間管理機構との連携を行うこと。
  - (2) 第 8 の地域内農地集積促進計画を作成していること。
  - (3) 第 16 の農地耕作条件改善計画を作成していること。
  - (4) 1 地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が 200 万円以上となること。

- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

## 2 高収益作物転換型

- (1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- (2) 第9の高収益作物転換促進計画を作成していること。
- (3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が200万円以上となること。
- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (6) ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- (7) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

## 3 未来型産地形成推進条件整備型

### (1) 新産地育成型

- ア 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- イ 第10の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
- ウ 新植面積が2ha以上（本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業と一体的に実施する場合は5ha以上（基盤整備事業がすでに着手済みの場合は除く。））であること。
- エ 省力樹形又は整列樹形のいずれか及び機械作業体系の導入に取り組んでいること。

### (2) 既存産地改良型

- ア 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- イ 第10の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
- ウ 改植面積が2ha以上（本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業と一体的に実施する場合は5ha以上（基盤整備事業がすでに着手済みの場合は除く。））であること。
- エ 省力樹形と整列樹形のいずれか及び機械作業体系の導入に取り組んでいること。

### (3) 園芸作物導入型

- ア 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- イ 第10の未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
- ウ 目標年度に、水田地帯において米、麦、大豆、そば又はなたねから園芸作物に作付転換する面積が露地栽培の場合は5ha以上、施設栽培の場合は1ha以上であること。
- エ 目標年度までに、産地の面積規模の30%以上について協議会内実需者との契約取引を行うこと

## 4 スマート農業導入推進型

- (1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- (2) 第11のスマート農業導入推進計画を作成していること。
- (3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること
- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 5 病虫害対策型

- (1) 第13の病虫害対策計画を作成していること。
- (2) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (3) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること。
- (4) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (5) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 6 水田貯留機能向上型

- (1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- (2) 第14の水田貯留機能向上計画を作成していること。
- (3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること。
- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 7 土地利用調整型

- (1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
- (2) 第15の土地利用調整計画を作成していること。
- (3) 第16の農地耕作条件改善計画を作成していること。
- (4) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること。
- (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (7) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第12の共同利用機器導入計画を作成すること。

### 第7 農地中間管理機構との連携

本事業を実施しようとする者は、以下に定めるとおり、農地中間管理機構との連携を図るものとする。

- 1 重点実施区域等で事業を実施する場合は、農村振興局長等が別に定めるところにより、農地中間管理機構を活用した農地集積の計画等を記載した農地中間管理機構との連携概要を作成するものとする。

- 2 人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合は、農地集積・集約が促進されるよう、農地中間管理機構と必要な連携を図るものとする。

## 第8 地域内農地集積促進計画

本事業において地域内農地集積型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた地域内農地集積促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）
- 3 農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針
- 4 事業概要
- 5 農地集積に係る目標
- 6 事業の活用イメージ
- 7 事業の実施イメージ
- 8 関連事業の概要
- 9 農地防災事業の実施
- 10 費用負担の方法
- 11 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 12 その他必要な事項

## 第9 高収益作物転換促進計画

本事業において高収益作物転換型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた高収益作物転換促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
- 3 農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針
- 4 事業概要
- 5 高収益作物転換に係る目標
- 6 事業の活用イメージ
- 7 事業の実施イメージ
- 8 関連事業の概要
- 9 農地防災事業の実施
- 10 費用負担の方法
- 11 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 12 その他必要な事項

## 第10 未来型産地形成推進条件整備計画

本事業において未来型産地形成推進条件整備型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた未来型産地形成推進条件整備



計画を地区ごとに作成するものとする。

1 新産地育成型及び既存産地改良型

- (1) 事業実施期間
- (2) 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
- (3) 未来型産地形成に向けた取組計画
- (4) 基盤整備の計画
- (5) 新植・改植実施後の成園化までの営農方針
- (6) その他必要な事項

2 園芸作物導入型

- (1) 事業実施期間
- (2) 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
- (3) 未来型産地形成に向けた取組計画
- (4) 地区で実施する労働生産性向上のための取組の内容
- (5) その他必要な事項

## 第 11 スマート農業導入推進計画

本事業においてスマート農業導入推進型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めたスマート農業導入推進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
- 3 スマート農業に適した基盤の整備状況
- 4 導入するスマート農業の内容
- 5 地域の収益性向上の取組
- 6 事業の活用イメージ
- 7 その他必要な事項

## 第 12 共同利用機器導入計画

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病虫害対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型において定率助成の事業種類の欄の（3）又は（12）により共同利用機器の導入を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた共同利用機器導入計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病虫害対策計画、水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画）
- 2 基盤の整備状況
- 3 事業の活用イメージ
- 4 見込まれる作物生産の効果（高収益作物を含めたものとする。）
- 5 その他必要な事項

### 第13 病虫害対策計画

本事業において病虫害対策型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた病虫害対策計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 基盤の整備状況
- 3 病虫害の被害状況
- 4 事業の活用イメージ
- 5 その他必要な事項

### 第14 水田貯留機能向上計画

本事業において水田貯留機能向上型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた水田貯留機能向上計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 基盤の整備状況
- 3 水田貯留機能向上に向けた施設の導入イメージ
- 4 見込まれる水田貯留機能効果
- 5 その他必要な事項

### 第15 土地利用調整計画

本事業において土地利用調整型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた土地利用調整計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 重点実施区域名及び指定時期（未指定の場合、指定予定時期）又は人・農地プラン実質化区域等の地区名
- 3 事業概要
- 4 地域の農地利用区分
- 5 事業の活用イメージ
- 6 その他必要な事項

### 第16 農地耕作条件改善計画

本事業により地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病虫害対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型を実施しようとする者は、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病虫害対策計画、水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画）
- 2 基盤整備の計画
- 3 その他必要な事項

## 第17 事業の申請等

1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

### (1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の1の農地中間管理機構との連携概要（人・農地プラン実質化区域等で事業を実施する場合にあっては、農村振興局長等が別に定める書類。以下同じ。）、第8、第9、第11から第16までにより作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病虫害対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画及び農地耕作条件改善計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできることとし、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

### (2) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

### (3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、農地中間管理機構又は都道府県が指定する期日までに、事業計画等を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に提出し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等に採択申請書等を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、採択申請書等を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

### (4) 公募選定者が事業実施主体となる場合

公募選定者は、農産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、次に掲げる方法により、事業採択申請の手続きをするものとする。

#### ア 民間団体が公募選定者となる場合

事業による支援を受けようとする支援対象者（第3の3（1）又は（2）のいずれかに取り組む者をいう。以下同じ。）は、農村振興局長等が別に定めるところにより第7の1により作成された農地中間管理機構との連携概要及び第10により作成された未来型産地形成推進条件整備計画並びに事業採択申請書（以下、「未来型産地形成推進条件整備計画等」という。）を事業実施者（農村振興局長等が別に定める者をいう。以下同じ。）に提出し、事業実施者はこれを採択しようとする場合は、あらかじめ都道府県知事と調整の上、民間団体に協議するものとする。

#### イ 協議会又は茶生産者団体が公募選定者となる場合

協議会又は茶生産者団体は、農産局長に未来型産地形成推進条件整備計画等を提出するものとする。

2 地方農政局長等は、1の(1)から(3)により提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業採択通知書が交付された場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業採択通知書の写しを送付するものとする。

3 農地中間管理機構の代表者は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(3)による申請を行った市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

また、都道府県知事は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(1)及び(3)による申請を行った農地中間管理機構の代表者、市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

4 2により採択された事業に係る事業計画等について、農村振興局長等が別に定める重要な変更が生じた場合には、1から3までの手続に準じて、変更申請を行うものとする。

5 民間団体は、1の(4)のアにより協議のあった未来型産地形成推進条件整備計画等を審査の上、内容に異存がないときは、事業実施者に対しその旨を回答するものとする。

事業実施者は、民間団体からの回答があったときは、事業の採択を決定し、支援対象者に事業採択通知書を交付するものとする。

6 農産局長は、1の(4)のイにより申請のあった未来型産地形成推進条件整備計画等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、協議会又は茶生産者団体に事業採択通知書を交付するものとする。

7 5及び6により採択された事業に係る未来型産地形成推進条件整備計画について、農村振興局長等が別に定める重要な変更が生じた場合には、1の(4)、5及び6の手続に準じて、変更申請を行うものとする。

## 第18 事業達成状況の報告

1 第3の1、2及び4から7までの事業の事業実施主体は、事業の完了後、農村振興局長等が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

2 第3の2の高収益作物転換型については、地方農政局長等は達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は農村振興局長等が別に定めるところにより、改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況をとりまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 1の事業達成状況の報告及び改善計画の提出については、以下のとおりとする。

(1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、第17の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、当該事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

なお、農地中間管理機構の代表者は、第17の2により採択された事業について、第17の1により採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出することとし、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(2) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第17の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、第17の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に報告し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業達成状況報告書を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(4) 改善計画の提出については、(1)から(3)までの手続きに準じるものとする。

4 第3の3の事業の事業実施主体は、農村振興局長等が別に定めるところにより、事業開始年度から未来型産地形成推進条件整備計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の9月末日までに農産局長に事業達成状況報告書を提出するものとする。

5 第4の2の人・農地プランの具体的な進め方についての5(1)に基づく工程表が公表された地区で事業を実施する場合は、事業実施主体は、令和5年3月末までに当該地区の実質化された人・農地プランを第3の2及び4から7までの事業にあっては地方農政局長等に、第3の3の事業にあっては農産局長に提出するものとする。

## 第19 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

1 定額助成に係るもの

別表の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに農村振興局長等が別に定める助成単価を乗じた額の合計

2 定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち農村振興局長等が別に定める経費の総額）に別に定める交付率を乗じた額

## 第 20 その他

- 1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づき実施するものとする。
- 2 第 7 から第 18 までの規定に基づき作成、提出又は報告すべき事業計画等、事業採択申請書その他の関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

## 第 21 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱の第 3 の 2 に基づき農地集積推進型として採択された地区のうち、令和 3 年度以降も実施する必要がある地区については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	ハード	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	ハード	水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	ハード	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	ハード	水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	ハード	吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	ハード	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	ハード	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 土層改良		農用地における土層の改良
	ア 反転耕	ハード	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における50cm以上の反転耕
	イ 混層耕	ハード	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における耕起深60cm以上の混層耕
	ウ 堆肥施用	ハード	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地への堆肥散布
	エ 明渠排水	ハード	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地の周囲における排水溝の新設
	オ 客土	ハード	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
	カ 除礫	ハード	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫
	(9) 更新整備		更新する必要がある用水路等の整備
	ア 用水路	ハード	土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新
	イ 排水路	ハード	土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新
	ウ 農作業道	ハード	未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新
	エ 畦畔	ハード	畦畔の更新
オ 排水口	ハード	排水口への柵の据付	
カ 特認事業	ハード	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの	
(10) 条件改善推進費	ソフト	権利関係(水利権等)・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入、交換分合	
(11) 高収益作物転換推進費	ソフト	高収益作物転換プラン作成、営農定着推進、専門家による技術的な指導・助言	
(12) 新植・改植支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植	
(13) 幼木管理支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植後の未収益期間の幼木管理	

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(14) 経営継続発展支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植後から成園化までの経営の継続発展や早期成園化の取組推進
	ア 大苗の育成支援	ソフト	早期成園化のための大苗の育苗
	イ 代替農地での営農支援	ソフト	経営の継続のための代替農地での営農
	ウ 省力技術研修支援	ソフト	経営の発展のための技術研修
	(15) 園芸作物モデル産地形成支援	ソフト	産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適性試験、GAP・トレーサビリティシステムの導入、販路拡大の取組
2. 定率助成	(1) 農業用排水施設	ハード	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	ハード	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	ハード	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入
	(4) 区画整理	ハード	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	ハード	農作業道・進入路等の新設、変更
	(6) 農地造成	ハード	農用地の造成
	(7) 農用地の保全	ハード	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(8) 営農環境整備支援	ハード	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
	(9) スマート農業導入支援		先進的営農技術の実装
	ア GNSS基地局整備	ハード	GNSS基地局の新設・更新
	イ 先進的省力化技術導入支援	ソフト	アと一体的に実施する自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入
	ウ 調査・調整、実施計画策定支援	ソフト	アを実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援
(10) 小規模園地整備		果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備	
ア 盛土	ハード	水田から果樹園及び茶園への転換等のための盛土	
イ 園内道	ハード	園内道の整備	
ウ その他	ハード	排水対策（明渠・暗渠）や傾斜の緩和等	
(11) 粗放的農地利用整備	ハード	用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等	
(12) 管理省力化支援	ハード	水管理労力省力化、維持管理労力省力化、除草の用に供する共同利用機器の導入	



区分	事業種類	種別	事業内容
2. 定率 助成	(13) 品質向上支援	ソフト	導入作物に応じた支援、情報化施工の活用
	(14) 条件改善促進 支援	ソフト	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修
	(15) 高収益作物導 入支援	ソフト	実証展示は場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備
	(16) 機械作業体系 導入支援	ソフト	果樹園及び茶園における機械作業体系の導入(機械・施設のリース導入等)
	(17) 労働生産性向 上技術導入支援	ソフト	園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入
	(18) 指導	ソフト	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等